

伊予市放課後児童健全育成業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

伊予市放課後児童健全育成業務

(2) 業務内容

「伊予市放課後児童健全育成業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に掲げる業務

(3) 委託期間

契約日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、契約日から平成 27 年 8 月 31 日までは、開設準備期間とする。

2 業務規模

本業務に関する費用は、82,700,000 円以内とする。但し、各年度にかかる支払限度額は下記のとおりとし、契約後において、物価の急激な変動、消費税法改定等、不可避な社会情勢の変動が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、委託金額を変更することができるものとする。

平成 27 年度 18,700,000 円

平成 28 年度 32,000,000 円

平成 29 年度 32,000,000 円

※尚、本業務にかかる消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 1 第 7 号に該当するため、非課税として取り扱う。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 平成 22 年度以降に、放課後児童健全育成事業に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行しているもの又は履行した実績があるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (4) 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年伊予市条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当していない者であること。

4 参加申込書等

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記により参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成 27 年 7 月 21 日（火）午後 5 時
- (2) 提出方法 参加申込書（様式 1）を持参（受付は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間）又は郵送（受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、(3) の提出場所に提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

- (3) 提出場所 〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地
伊予市市民福祉部 子育て支援課
TEL:089-982-1111 (FAX:089-983-3354)

5 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書（様式2）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、必ず着信を確認すること。

- (1) 提出期間 平成27年7月21日（火）午後5時まで
(2) 提出先メールアドレス
伊予市市民福祉部子育て支援課：kosodateshien@city.iyo.lg.jp
(3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問の提出日から起算して3日（最終日が休日の場合は翌営業日）以内に質問者に対して電子メールにて行うほか、伊予市ホームページ（<http://www.city.iyo.lg.jp/>）内において公表する。

6 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、提案書（様式3）に次の提出書類を添付の上、提出すること。

- (1) 提出書類
ア 法人概要書（任意様式）
法人等の名称、所在地、代表者の氏名、法人の職員数等の記載のあるもの。
(ア) 登記簿謄本（法人）（証明年月日が提案書提出前3か月以内）〔写し可〕
(イ) 未納税額のないことを証明する書類（証明年月日が提案書提出前3か月以内）
○ 伊予市内に本店、営業所を有する等、伊予市税の納税義務者の場合
市税の完納証明書及び国税の納税証明書（法人「その3の3」）〔写し可〕
○ その他の者の場合
国税の納税証明書（法人「その3の3」）〔写し可〕
(ウ) 印鑑証明書（証明年月日が提案書提出前3か月以内）〔写し可〕
(エ) 直前1年の財務諸表〔写し〕（貸借対照表・損益計算書等）
イ 業務実績書（様式4）
事業者が平成22年度以降で実施した又は実施している業務実績を、具体的に1つ以上記載すること。
ウ 企画提案書（様式5）
仕様書の業務を遂行するための具体的な事業計画を20枚以内（A4縦型）で記載すること。
エ 業務参考見積書
別紙業務仕様書の別表1並びに別表2の受託者分担区分を参考に、業務ごとの内訳が分かるように見積ること。様式は自由とするが、A4縦型横書きとする。
(2) 提出部数 7部（正本1部、副本6部とする。）
(3) 提出期限 平成27年7月27日（月）午後5時

- (4) 提出方法 「第4項(2)」に同じ。
- (5) 提出場所 「第4項(3)」に同じ。

7 提案のヒアリング

事業者ごとに企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとし、次によりヒアリングを実施する。

- (1) 予定日時 平成27年7月30日(木)(時間については、後日通知する。)
- (2) 実施場所 伊予市庁舎又は周辺公共施設(詳細については、後日通知する。)
- (3) 説明者 様式5に記載する2人以内の者とする(機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。)
- (4) 持ち時間 プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。
- (5) 使用機材 会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、パソコンその他の機材は各者で準備すること。

8 事業者の選定

庁内に設置される選定委員会において、企画提案書及びヒアリングの内容により、評価基準に基づく総合的な審査を経て、最も優秀な事業者を委託候補者として特定する。

審査の結果は提案者に書面にて通知する。各提案者の評価項目ごとの評価点数は、伊予市ホームページ内において公表する。

申込者が1者の場合にあっても、当該業務委託実施要領並びに当該仕様書に照らし合わせ、選定委員会を実施し審査を行うものとする。

9 契約の締結等

前項により特定された者と仕様について詳細な打ち合わせ後、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。第8項により特定された企画提案が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合
- (5) 第2項に定める業務規模を超えた場合
- (6) 第3項の各号に該当しない場合

11 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募及びヒアリング等、本プロポーザルに要する経費は、

全て参加者の負担とする。

- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課へ連絡すること。
- (7) 様式5に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の担当者であることの承認を得なければならない。

(様式1)

参 加 申 込 書

伊予市放課後児童健全育成業務に係るプロポーザルに参加を表明します。

尚、実施要領3に掲げる参加資格要件の全てを満たしている事を誓約いたします。

平成 年 月 日

伊予市長

様

(提出者) 住 所 :

事業者名 :

代表者名 :

㊞

電話番号 :

(担当者) 担当部署 :

氏 名 :

電話番号 :

F A X :

E-mail :

(様式2)

質 問 書

平成 年 月 日

伊予市放課後児童健全育成業務に係るプロポーザルについて、次の事項を質問します。

質問事項	質問内容

事業者名	
代表者氏名	
担当部署・ 担当者氏名	
連絡先 (電話番号)	
E-mail	

※ 記載欄が不足する場合は、複写して作成すること。

(様式3)

提 案 書

伊予市放課後児童健全育成業務に係るプロポーザルについて、以下のとおり必要書類を提出します。

平成 年 月 日

伊予市長 様

(提出者) 住 所 :

事業者名 :

代表者名 :

印

電話番号 :

(担当者) 担当部署 :

氏 名 :

電話番号 :

F A X :

E-mail :

提出資料

- 1 法人概要書
- 2 事業実績書(様式4)
- 3 企画提案書(様式5)
- 4 業務参考見積書

(様式4)

業 務 実 績 書

事業者名：_____

業務実績

業 務 実 績	
事 業 名 （ 期 間 ）	
発 注 者	
概要	
事 業 名 （ 期 間 ）	
発 注 者	
概要	
事 業 名 （ 期 間 ）	
発 注 者	
概要	

※契約書の写し等実績を証する書類を添付すること。

(様式5)

企画提案書

事業計画（別紙可）

（応募された動機について）

（法人理念について）

1 運営理念、組織、児童の健全育成等の活動実績について

（放課後児童クラブの運営について）

1 現在の放課後児童クラブの運営水準を確実に維持、継続について

2 家庭及び保護者との信頼関係構築について

3 学校との連携について

（地域の子育て支援について）

(運営上の工夫、付加的サービスについて)

(事後防止、安全対策について)

(職員配置等について)

1 職員配置計画について

2 職員の採用計画、職員年齢のバランスなど

3 職員の研修計画

(管理運営について)

(プレゼンテーション説明者)

氏名 _____

氏名 _____

その他特記事項があれば記入して下さい。

伊予市放課後児童健全育成業務プロポーザル採点票

1 審査項目、選考基準及び配点

審査項目選考基準配点	選考基準	配点
(1)応募された動機について	①応募された動機について	5
(2)法人の理念	①運営理念、組織、児童の健全育成等の活動実績はどうか	5
(3-1)放課後児童クラブの運営について	①現在の放課後児童クラブの運営水準を確実に維持、継続していけるか。 ・内容 ・円滑な引継ぎ計画等	10
(3-2)家庭及び保護者との信頼関係の構築について	家庭及び保護者との信頼関係を築くための取り組みや情報提供の方法について	5
(3-3)学校との連携について	①子どもに対して、学校と連続性をもった関わりを行うための考え方や取り組みについて	5
(4)地域の子育て支援について	①地域の子育て支援について、どのような役割を発揮しようとしているのか	10
(5)運営上の工夫、付加的サービスについて	①現状を踏まえて、さらにサービス向上を図れる要素があるか	5
(6)事故防止、安全対策について	①施設内外での事故防止対策、安全対策や災害時に備えた避難訓練、不審者対策等考え方や取り組みについて	10
(7)職員について	①職員配置計画について ②職員の採用計画、職員年齢のバランスについて ③職員研修に対する考え方や職員研修についての取り組みについて	15
(8)管理運営	①安定した管理運営を継続できる事業者の経営基盤、経営能力、運営実績	15
(9)プレゼンテーション	①提案書の内容を的確に分かりやすく説明できているか	20
(10)業務参考見積書	①本事業を遂行する上で、必要金額を満たしており、経費削減等の企業努力の取り組みができているか	15
(11)実績	①本業務委託と同等又はそれ以上の実績があるか。	15
(12)総合評価	①総合的観点からの評価（熱意、課題への認識や取り組みの考え方）	15
総 合 点 数		150

2 採点の基準

採点にあたっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の採点の基準によるものとする。

- (1) 特に優れている配点の5分の5
- (2) 優れている配点の5分の4
- (3) 普通配点の5分の3
- (4) やや劣っている配点の5分の2
- (5) 劣っている配点の5分の1

3 注意事項

選考委員会の採点の合計が次に該当する事業者は、放課後児童クラブ運営事業者として選定しない。

- (1) 第1項の表選考基準の欄に掲げる配点の合計が5分の3未満であるもの